専決処理報告 第1号

知事の事務の委任に関する協議の専決処理報告

地方自治法第180条の2の規定に基づき、平成25年4月1日から高知県立弓道場の使用料の減免及び還付並びに利用料金の承認、減免及び還付に関する事務について、知事から教育委員会に権限を委任することについて協議があり、これに同意することについて、高知県教育委員会事務専決規程(平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号)第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務専決規程

- 第6条 教育長は、第2条に掲げる事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により 教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、 承認を得なければならない。

専決理由

高知県立弓道場の指定管理者の指定議案を 12 月議会に上程する必要があるところ、 12 月議会前の 11 月 27 日の教育委員会で、指定管理者の指定に関する準備行為についても規定する「高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例施行規則」(以下「施行規則」いう。)を制定する必要がある。

施行規則には、知事の権限である使用料の減免及び還付に関する事務と利用料金の承認、減免及び還付に関する事務に関する規定が含まれており、施行規則を制定するためには、教育委員会がこれらの権限について知事から受任する必要があることから、高知県教育委員会事務専決規程第6条第1項の規定に基づき、緊急やむを得ない事情により専決しようとするものである。

高知県知事 尾﨑 正直 様

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県立弓道場に関する事務の委任について

平成24年10月19日付け24高行管第180号で協議のありましたうえのことについては、同意します。

高知県知事 尾﨑 正直 様

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県立弓道場に関する事務の委任について

平成24年10月22日付け24高行管第206号で協議のありましたうえのことについては、同意します。